

## 介護保険が適用される工事

介護保険被保険者証に記載された住所にある住宅について、次の1)～6)の改修工事が支給対象となります。

施工業者の指定はありません。老朽化を理由に改修する場合や住宅を**新築・増築**する場合は対象外です。

### 1) 手すりの取付け

廊下、階段、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に設置するもの  
(転倒予防、移動、移乗動作に資するものです。)

### 2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各部屋の床の段差を解消するものまたは玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するもの

(例えば、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなど。ただし、昇降機、リフト、段差解消機等の動力によって段差を解消する機器の設置工事は除きます。)

通路の対象範囲に関しては、介護保険課へご相談ください。

### 3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

(例えば、居室において畳敷から板製床材やビニール系床材等への変更または通路面において滑りにくい舗装材への変更などです。)

### 4) 引き戸等への扉の取替え

扉全体の変更

(開き戸を引き戸、折戸等へ取替えるもの)

扉の撤去、ドアノブの変更、パネの設置等

(ただし、自動ドアに取替える場合、自動ドアの動力部分の設置工事は除きます。)

引き戸等の新設に関しては、介護保険課へご相談ください。

### 5) 洋式便器等への便器の取替え

一般的には、和式便器から洋式便器への取替え(水洗(簡易水洗)化)の工事部分は対象外です。)

### 6) その他1)～5)に付帯して必要となる改修

- ①手すりの取付けのための壁の下地補強
- ②浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事
- ③スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ④床材の変更のための下地補強や根太補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ⑤扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- ⑥便器の取替えに伴う給排水設備工事や床材の変更



## 住宅改修費の支給対象となる工事事例

- 住**: 住宅改修費支給対象
- 用**: 福祉用具購入費支給対象
- 貸**: 福祉用具貸与対象
- 外**: いずれも対象外

### 玄関1・外部



### 階段



### 寝室

